

「運航規程審査要領細則」等の一部改正について

平成 20 年 9 月 25 日

国土交通省航空局

技術部 運航課

1. 背景

我が国においては、ヒューマンエラーに関わる航空機事故を未然に防ぎ航空運送の安全を一層向上させるべく、本邦航空運送事業者に対し、CRM (Crew Resource Management) 訓練の実施を義務づけているところです。

今般、CRM訓練の実施について一層の充実を図る観点から、当該訓練の設定基準に係る運航規程審査要領細則等の一部改正を予定しています。

2. 概要

(1) CRM訓練の見直し

CRM訓練のうち導入訓練については、これまで事業の運航に初めて従事する日までに実施することが望ましく、遅くとも事業の運航に初めて従事した日から1年を超えないうちに実施すればよいとしていましたが、事業の運航に初めて従事する日までに実施しなければならないこととし、併せて事業の運航には路線における訓練も含まれる旨を明確化することを予定しています。

(2) その他

記載の明確化及び関連通達との整合を図ることを予定しています。

3. スケジュール (予定)

適用：平成 21 年 4 月